

○秘書職員課長(高水末君)

最初の、答申の内容を発表しろ。ということでご

ざいます。それは十一月二十日に答申されました内容についてご報告申
し上げます。必要な部分を抜粋して読んでみますと「諮問を受けた報酬
額等の改定の必要の有無でありますが、本年は所属年度こそ異つてお
るものの、本年二月の報酬審議会の答申に基づき、昭和四十九年一月か
ら報酬等の額が改定されているので、年二回の改定を行なうことは住
民感情等を考慮すると若干の問題があるのではないかと慎重な意見
があった。しかし昨年以来の異常までの物価高騰は、その後も依然と
して後を絶たず、都内二十三区の消費者物価指数も本年七月から十
月までの間に二・八%と著しく上昇しております。また都下二十六市に
おける特別報酬等の改定状況も本年一月に福生市が改定した以降、
現在まで十六市がそれぞれ改定を行なっております。当市と同時に
改定した他市においても報酬審議会を開催しているかあるいは開催の
準備を行なっております。また一般職の職員にかかる給与についても人
事院勧告に基づいて二九・五六%と大幅な給与改正が本年の四月に遡
及して実施されております。以上回答を行なう場合にはこうした点

赤字訂正

赤字削除

については積極的に考慮しなければならぬ問題として意見の一致をみました。
しかしこれらの意見に対して改定を行なうに当たって再考しなければならぬ

幾つかの問題点もあります。一つといたしましては、都下二十六市の中にあ
って当市の財政事情は必ずしも良好とはいええず、財政力指数を見ても
下位のほうにある。二つといたしましては経常収支の比率が高い。それか
ら三つ目といたしましては中小企業者を多く擁する当市としては不況
感が強く住民感情を十分に配慮して、これを無視するわけにはいかな
いというような、これらの問題点を十分討論するために多くの資料を吸
収し調査しました。また各委員がそれぞれの立場に立って積極的な努力
を払い検討した結果、全員当市においても報酬等の額につきまして、こ
の際改定すべきであるとの意見の一致をみた次第でございます。そこ
で当審議会は市長と常勤特別職の給与及び市議会の議員
の報酬のあり方、その比較となる基準、改定額等の実施時期等
を主な審議項目とし公平を本旨として開催以来五回にわたって
慎重に審議した結果、次のとおり全会一致で改定額及び実施時期
の決定をみたのでここに答申するものであります。」とあり、先ほど提



案しました数字が書かれてございます。それから実施時期については「本答申にかかる実施時期は、諮問の時期が昭和四十九年十月であったので昭和四十九年十一月一日から実施すべきであります。」その他といたしましては「本答申に提示した報酬等額に関する審議の中では、昭和四十九年度一般職員^職の給与改定率は参考程度に」といめ、主として本年の実質経済成長率と来年の経済展望、昭和五十年年度の財政見込み、類似市並びに隣接市町の特別職の報酬を重要な参考資料として決定した次第でございます。議員、理事者におかれましては、その重要な職務に対する処遇として不満足な点もあるかと思いますが、なお一その努力によりその職務を十分遂行されますようお願いいたします。終わりに今後の報酬額等の改定については市民感情等を十分勘案し、他市との均衡並びに市財政に及ぼす影響を考慮しつつ、次回は早い時期に報酬審議会を設置し検討する必要があると思われるので進言いたします。」

この報酬審議会設置については、今年の二月の答申の趣旨を尊重して、ここに年二回でありますけれども、特別職報酬審議会を設



置した経過もございます。

それから広く市民の声を聞く、要するに公聴会等を云々というようなことでございますが、報酬審議会の審査の中においては、そういった公聴会というような意見は出ておりませんでした。いずれにいたしましてもこの報酬審議会の審議の中でそういう必要が生じれば当然やらなければならぬし、議会側といたしましても公聴会というようなことになれば、あるいはおやりになるということもあると思ひますが、報酬審議会の中ではそういった公聴会というようなことの見解は出ておりません。それから先ほど地方自治法二百二十二条の件につきましては、上野課長のほうから答弁がございましたので、この辺でご了承いただきたいと思います。

○十番 (松山清君) 報酬審議会の答申の内容を發表していただいたわけが

すが、出てきた額というのは大体近隣市町の額を参考にしているという感じがするわけあります。やはりいま財政危機が伝えられている中で、十二月の議会を見てもわかりますように、非常に住民に直結する問題というのが少ない。市長の提案で出されているのはほとんど

なりわけです。そういう点で財政危機の中で議員並びに市長という
ような方々、少なくとも市民の選挙で出た、自ら立候補して出た人
たちが自分たちの給与を先き取り的に上げるということは非常にま
ずいとは私は感ずる次第であります。やはり広く公聴会等を開き、
十分意見を聞きまた当然この財政危機の中で自粛すべきものは自粛
する。初年度六百七十万円という多額にのぼる一般財源というものが、
市民に還元されたならば相当の施策ができると思います。そういう点
でこの六百七十万円という一般財源を市民に還元するということをす
べきだと思ひますが、理事者はこれから補正等も組むといつてあり
ますが、市民にどれくらい還元できるものがあるのかそういう点も合
わせてお聞きをしたいと思ひます。これを組んだために市民への施策
ができなかったとか——当然この分だけは一般財源から削られるわ
けですから——いまの物価高騰の中で市民に対する対策が遅れる
ことがないかどうかもお聞きしたいと思います。

○助役(篠崎俊夫君) 本年度のこれからの余裕財源といたしましては、はつき
りはいたしません、数千万円あるわけでありまう。ご指摘の特別職

の人件費の件でございますが、よそとまるっきり福生市だけが低くきめ
るというわけにはいかないと思ひます。理事者といたしましては特別職報
酬等審議会の結論を全面的に尊重して、補正も一月の議会で提出
申し上げる予定をいたしてあるわけでありまう。

○十番(松山清君) 一般財源が数千万円あるということですが、市民に対し
てどういう施策がされるのかということも合わせてお聞きしているわけだ
義務的な使わなければならぬものが多く含んでいるとすればこの六
百七十万円は非常に貴重なものになると思ひます。漠然としたものでは
なくて助役の頭の中にはもうンロバンがはじかれていっていると思ひま
うが、またさうでなければあかしなことになるわけですが、具体的に
おっしゃて候補しました市長、正にいまの財政危機の中で市民の施策をいかにやるべき
かという一番頭を悩ます方の給与だけがどんどん上がってしまうこと
になるわけだ。そういう点で私は聞いていっているわけだ。

○助役(篠崎俊夫君) 今後どういう財政需要があるかという問題でござい
ますが、これは本年度の完壁な財政需要を全部あげるといふことはいまちよど

不可能でございますが、一月に補正予算をご提案申し上げますので、そういった点は一月の補正予算の際にご審議をいただきたいと思ひます。

○十番(松山清君) だからおかしくなるんです。補正予算と一緒にくっついてくれば、住民の要求がどれくらい盛られているかということとで総合的に判断することが出来るわけです。ところが補正予算と切り離してくると、補正予算の時点で住民要求が全くないということも理論的にはあり得るわけです。数千万円あるということですがこの大半が義務的なもので、この条例が可決したために人件費の補正が入ってきて、それだけで終わるということも理論的には考えられるわけです。そうなった場合に、いま不況で先ほどの一般質問の中でもいろいろいわれてきましたし、不況の中でどういうふうに市民の生活を守るかということとは、いままでもわれわれ議員の共通の考えたと思ひます。そういうことが全く抜けると思ひます。そこがはっきりしないわけです。さっき関さんもいわれましたが条例と予算が離れているとこういうことが出てくるわけです。こういうことを認めたらわれわれ議員と市長はじめ三役のものだけをお手盛的にどんどん上げてしまふことになることだけは間違

いないわけです。反対する、賛成するという以前の問題です。そういう見通しが全く出てこないわけですよ……。

○企画財政課長(上野 重勝君) 松山議員さんのご質問で、助役の方から数千万

万円の見込みがあるという漠とした回答を申し上げましたが、確かこの前の補正予算の際に、大野議員さんのご質問に対して、私からご答弁申し上げたと思ひますが、税金あるいは地方交付税の増加分下水道負担分さらに防衛施設庁による調整交付金等を合わせますと、実質的な財源としては税金と交付税でましても数千万円程度でございますが、その他の下水道の負担金の還付分、防衛関係の交付金等を合わせますと一億四千九百六十万円という額になりますので、現在補正予算の検討をしておりますが、どの程度の行政需要が出てくるかということは明確ではございませんが、ある程度の住民要望についても期待できると考えております。それから現在の予算のワク内におきましても予備費が数千万円組んでおりますので、財政的には今回の報酬のアップ分程度については処理できると思ひます。(異議なし「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。(議長、まだ質疑があります)

おかしなことをやるんじゃない……質疑途中です。」と呼ぶ者あり

(十番 松山清君 離席する)

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四十号から百四十三号までの四案は、それぞれ総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛

成者を得て、本四案はともに総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百四十号から百四十

三号までの四議案については、それぞれ総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十議案第百四十四号福生市消防団条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。

(環境保全課長八木房雄君登壇)

○環境保全課長(八木房雄君) ご指名をいただきまして議案第百四十四号福生市消防団条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤の特別職の職員報酬額の改正に伴い、消防団員の報酬額を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、第十二条中、団長「八万五千元」を「十二万円」に、副団長「六万五千元」を「八万五千元」に、分団長「五万円」を「六万円」に、副分団長「三万円」を「四万円」に、部長「三万五千元」を「三万五千元」に、班長「二万円」を「二万五千元」に、団員「一万三千元」を「一万五千元」に改める。平均二四%のアップ率ということでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行する。二番目といたしまして、昭和四十九年度に支給する報酬については、改正前の条例第十二条に規定する報酬に団長一万四百二十円、副団長八千三百三十四円、

分団長、副分団長及び部長四千七百七十四、班長二千八十四並に団員八百三十四を支給しようとするものでございます。

なにとや慎重審議をいただきまして、原案のとおりご決定くださるようお願いをいたしましたして説明を終わらせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山清君) 前回の消防団条例改正のときにも言いましたが、団長が約三〇%、副団長が三〇%、分団長が二五%、一般の団員が一五%という具合に、前回もそうでしたが、どうも上のほう、いわゆる幹部の方がアップ率が多くて一般の団員の方のアップ率というものは非常に低い。そういうことで年々団長と一般の団員との差がますます拡大する傾向にあります。前回も要望を申し上げておいたけれども、今回もまた同じようなことで出されたわけですが、団長には団長の職務というものがあることはわかりますが、やはり一般の団員、班長という方のものについても、もっと考慮すべきじゃないかと思っておりますので、前回と同様に今回もその辺のことについて聞きたいと思っております。他市との均衡ということもあ

りましようか……。

○環境保全課長(八木房雄君) 自席からお答え申し上げます。

団長と団員とのアップ率の関係でございますが、これにつきまして隣接の各市町の報酬等に見習いまして行なっているわけでございますが、ご指摘のとおり団員等につきましても今後アップ率については努力したいというふうに考えております。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四十四号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の

賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百四十四号は厚

生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十一議案第百四十五号福生市特別会計条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百四十五号 福生市特別会計条

例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案も先ほどご議決いただきましたように、福生市の水道事業が東京都営に一元化されることに伴いまして、従来企業会計で実施をしておりますた水道事業会計を一般の特別会計として処理することになりましたので、本案を提出しようとするものでございまして、従来特別会計としては公益質屋、区画整理、公共用地特別会計とそれに下水道と四つございまして、今回下水道事業を追加いたしました五つにしようとするものでございます。

よろしくお願いをいたします。

福生市議会

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛

成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百四十五号は原案とおり可決いたしました。

大野 一般質問  
議百三十八  
議百三十九  
議百四十  
議百四十三  
議百四十四  
議百四十五  
議百四十六

○議長(塩野鉄之助君) 日付第十二議案第四百四十六号福生市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。  
(水道課長 井上久男君登壇)

○水道課長(井上久男君) ご指名によりまして議案第四百四十六号福生市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

本案は先ほど来からご議決いただいております水道一元化に伴う関連でございまして、三つの条例を廃止しようとするものでございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。

第一条は福生市水道事業の設置等に関する条例の廃止であります。この条例の廃止後は東京都地方公営企業の設置等に関する条例に包括されるものでございます。第二条は福生市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止であります。この条例の廃止後は水道課の職員は、先ほどの議案のとおり企業職員ではなくなります。で、地方自治法に規定されている一般職員に属する職員となります。

福生市議会

議百四十六

で、地方自治法に規定されている一般職員に属する職員となりますので、福生市の一般職員の給与に関する条例に自動的に入ってることになります。第三条につきましては福生市水道給水条例の廃止でございます。この条例の廃止後は東京都給水条例が適用になるわけでございます。

次に附則についてご説明申し上げます。附則第一項は施行日の規定であります。統合は二月一日からありますが、ただし書きにおいて料金計算等の経過措置がありますので、附則第三項から第六項までは一月一日から施行しようとするものでございます。附則第二項は現在の市の給水条例による水道料金等の債権を二月一日以降は東京都に譲渡するという項でございます。附則第三項は一月中の検針定例日後の水道使用料の料金の算出方法の経過措置を規定したものでございまして、隔月検針であるので一月中に検針する地区は検針定例日後の使用量から都の料金体系で計算して、二月以降の料金と通算して算出するという条項でございます。カッコ内のただし書きは一月中に検針をしない地区のこととございまして、前月の定例日、すなわち十二月中に行ないます検針定例日から一ヶ月経過した日を定例日に相当する日ということで、その相当日以後の水量の料金を

については都の料金を適用して、同じ方法で算出するというものでございます。したがって前半の一月分は市の料金体系で、後半の一月分は都の料金体系でそれぞれ計算することになるわけでございます。ただし書きにおいてはこの一月の検針定例日から一月三十一日までの間に使用を中止したような場合には、いままでの市の料金体系で計算するということとでございます。

ここに表がございますが、この表は東京都の料金体系に合わせた表でございます。先ほどの三項が適用されるわけでございます。第四項は共同住宅の扱いで、量水器が一個で各戸の屋内に水栓があり、もっぱら家事の用に供するものというようなものの対象でございます。これもあくまで申請に基づくものでございまして、第三項の料金の共同住宅の表にあります「共同住宅」の料金が適用になるわけでございます。第五項につきましても屋外に一個の水栓があつて二戸以上の使用者がある。これも同じようなことでこの表では「共用」という欄が適用になるわけでございます。第六項は生活保護者等に対する水道料金の免除規定であります。各口径とも使用水量が月十トンまで免除することのできる条項で、市の現

在进行しているものと同様な条項でございます。

なお参考までに申し上げておきますと、東京都においても第四回定例都議会において、東京都地方公営企業等の設置等に関する条例の一部改正をする条例、東京都給水条例の一部を改正する条例が提案されております。

以上はなほだ雑ばくな説明でございますが、慎重ご審議の上ご可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四十六号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛

成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百四十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十三議案第百四十七号東京都水道事業の事務の委託に関する規約についてを議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

（水道課長井上久男君登壇）

○水道課長（井上久男君） ご指名によりまして議案第百四十七号東京都水道事業の事務の委託に関する規約について提案理由と、その内容についてご説明申し上げます。

本案は東京都水道事業の統合による東京都水道事業の事務の一部を福生市が受託することによる規約であります。これは地方自治

法第二百五十二条の第十四項の規定に基づいて事務の委託を受けるためでございます。同条の第三項の規定により議案を提案するものでございます。

それでは条文の内容についてご説明を申し上げます。

第一条は委託事務の範囲を各号に明記したものでございます。第二条については東京都給水条例、同施行規程それから東京都指定工事店規程等を適用して事務の委託の執行の方法の条項でございます。第三条は委託事務に要する経費の負担の原則と額及びその交付の時期等でございます。第四条は水道料金等の収入は東京都に帰属する条項でございます。第五条は収入及び支出の経理の明確。第六条については委託事務の収支の清算の方法でございます。第七条につきましては委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は細目でききめようとするものでございますが、これの具体的な事項につきましては、実細則としてとりきめようとするものでございます。

附則については規約の有効期間を明記したものでございますが、二月日から三月三十一日までの間、規約を締結しさらに双方に別段の意思表示がない場合にはさらに継続することでございます。